

請戸ものの魅力発信業務委託仕様及び企画提案書作成要領

1 業務名

請戸ものの魅力発信業務

2 履行（納品）場所

浪江町内

3 業務期間

契約日から令和9年3月17日まで

4 目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、当町の第一次産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。当町の農林水産物は、食品中における放射性物質の検査は行われており安全性は確認されているものの、福島県産品に対する消費者の不安は十分に払しょくされていない状況である。

町では、令和5年度より請戸近海で水揚げされる水産物を「請戸もの」として位置づけ、請戸ものが持つ高品質性と美味しさについて、集客イベントやスタンプラリーを通じて発信し、また、請戸もののロゴマークを選定することによりブランド化の推進に取り組んでいる。

福島第一原子力発電所から最も近い漁港を有する当町では、風評被害の影響を最も受けるものと推察され、請戸ものの魅力を継続的に発信し、町内で水揚げされる海産物の食の安全の確立と風評払拭及び請戸ものの地域ブランド化推進を目的として本業務を実施する。

5 業務内容

本業務内容は下記のとおりとする。

(1) 請戸ものを活用したイベントの実施

令和8年中に請戸ものを中心とした集客イベントを町内で1回以上開催する。また、請戸もの取扱店と連携したイベントを1回以上実施する。

※イベントの目的

集客イベント：請戸ものの認知度向上及び魅力発信。

取扱店と連携したイベント：請戸ものの魅力発信及び請戸もの取扱店への誘客促進、請戸ものの消費拡大

ア イベントに関する企画・立案業務

イ イベントの運営に関する業務（会場確保、講師手配・出店者選定・調整等）

ウ 魚介類等のふるまいに関する業務（監修者選定・調整等）

エ イベントの当日運営業務（進行、ふるまい及びその他事業の運営）

オ イベントに係る各種申請業務

カ イベントの記録（写真及び動画にて記録。撮影した映像を編集し、本事業のPRにつながる動画の制作。）

※作成する動画は15秒版、数分版の2種類を制作し、YouTube等で配信可能なデータを納品すること。また、委託契約終了後も町にて使用可能なものとする。

キ イベントの広報に関する企画・実施（事前：イベント実施前の周知、紙媒体の制作・発送等、事後：制作した動画を活用してイベント実施のPR）

※集客イベント企画時の留意事項

① 主なターゲット層

県内ファミリー層（子連れ）を主要なターゲットとして企画提案すること。

② 集客目標等の設定及び事業効果の測定

企画提案書には、集客数等の目標数値を設定するとともに、アンケート等による定量的な事業効果の測定手法を設定すること。

<集客数参考値（令和7年度）>

請戸ものまつり（令和7年度の当該事業で実施）：集客数約2,000人/1日

請戸魚市（活魚の販売、無料ふるまい等）：集客数約300人/1日

十日市（浪江町の一大イベント、露店、ステージ）：集客数35,000人/2日

③ 事務局が手配している会場及び日時

道の駅なみえを以下の内容で仮予約しているので、企画提案の参考とすること。

なお、仮予約の日時、場所でイベント開催を指定するものではないので、

別日や別会場の提案でも差し支えない。

<仮予約情報>

- ・日時 令和8年12月5日（土）7時～
令和8年12月6日（日）17時
※2日間の開催を指定するものではない。
- ・場所 大会議室、郷土料理研修室、交流広場



(2) 請戸もののロゴマークを活用した情報発信及び流通促進グッズの作成

ア 情報発信及び流通促進グッズに係る企画・立案業務

※企画提案書にはグッズの制作個数や用途、配布等の方法、仕様等を記載すること。

イ 情報発信及び流通促進グッズ作成業務

※過年度までの業務等で以下のグッズを作成済みのため、特段の企画意図がなければ作成を避けること。なお、集客イベント等の際に町から貸し出し可能。

- ・法被
- ・のぼり
- ・クリアファイル
- ・パンフレット（漁は請戸魂 陸より海がおもせ (It's UKEDO Soul It's UKEDO Life)）

⇒詳細は町 HP をご参照ください。

(<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/29/36535.html>)

6 成果品

- (1) 業務実績報告書（事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載、イベント時の写真等）
- (2) 情報発信及び流通促進グッズ
- (3) 写真、動画データ（DVD-R）
- (4) その他、町が指示するもの一式

7 企画提案書の体裁等

(1) 企画提案書の体裁

- ①__企画提案書等に記載の提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。
- ②__企画提案書等の用紙は、A 4 判印刷（20 ページ以内。表紙含む。両面印刷で 10 枚以内。）、横使いを原則とし、上綴じとすること。原則として、提出期限後の追加提出は認めない。
- ③__企画提案書等の余白は、上部（綴じ代側）は 20 mm 以上、その他は 15 mm 以上設けること。ただし、ページ番号等はこの限りでない。
- ④__企画提案書等に記載する文字の大きさは、原則 10 ポイント以上とすること。ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りでない。

(2) 記載事項

- ・ 企画提案書には以下の項目を記載すること。
 - ①_浪江町及び請戸ものに関する現状認識
 - ②_事業目標及び中長期の展望
 - ③_業務内容方針
 - ④_5 業務内容の（１）（２）業務の実施計画及び全体計画
 - ⑤_業務価格
 - ⑥_業務の実施体制
 - ⑦_その他、本業務における提案者の強みを活かした独自提案

(3) 業務の実施計画及び全体計画

- ・ 契約締結から業務完了までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。
- ・ 5 業務内容の（１）（２）の業務及び業務全体について、風評払しょくや

魅力発信に資する成果目標を定量的に設定すること。

(4) 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細（人員配置、人材など）を記載すること。

8 その他

(1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、浪江町に帰属するものとする。

(2) 受託者は、当該業務の履行において必要な取材や撮影などに際して、事前に該当施設や対象者の許可を得ること。ただし、町関係の撮影に当たり調整が必要な場合は、発注者に連絡すること。

(3) 受託者は、受託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、浪江町と受託者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(6) 不測の事態等の影響により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。